

(1) 町民コメント制度に寄せられた意見及び回答について

「地区公民館」から「地域活動センター(仮称)」への移行について(案)に関する意見等の募集結果

1 募集期間:令和 6年 7月 25日(木)～令和 6年 8月 23日(金)

2 提出人数: 5人／ 19件

3 募集結果及び町の考え方:以下のとおり

No.	ご意見等	町の考え方
1	基本的には、地域公民館の廃止には「反対」です。地域の公民館活動、コミュニティが無くされる事は、大変残念になるからです。	地区公民館から地域活動センターへ移行したとしても、まちづくり協議会の専門部会【地域部会】として公民館事業は継承していく予定ですので、活動が無くなってしまうことはありません。 また、地域活動センター構想は、「現状の地域コミュニティを廃止して新しく作り直す取り組み」ではなく、「現状の地域コミュニティをより活性化させていくこと」が目的です。ご意見のとおり地域コミュニティが廃れていくことのないよう取り組んでまいります。
2	地域公民館を地域活動センターに移行するならば、地域活動センター(イースト)(ウエスト)の2カ所ではなく、①中山地区、②伊草地区、③他4地区の3カ所に設置してください。	地域活動センター構想では、①市街化区域／市街化調整区域、②商業施設・公共交通の多少、③地区内の人口規模など、地域の共通点が多いことから、地域活動センターは2カ所とすることになりました。 ご意見のとおり中山・伊草を分ける案も検討いたしましたが、旧6カ村といった考え方にとらわれず、町全体で地域課題の解消に取り組んでいく視点から、地域の特色や共通点が類似する2地区合同といたしました。
3	センターの設置日 令和7年4月1日とあるが、時期は延ばすべきだ。3年間程度の猶予期間を経てからにしてください。	現状の運営方法では地区公民館長・主事の事務負担が多いため、地域活動センター移行日を延期させることは、公民館長・主事の事務負担が継続することとなります。 また、地域コミュニティの衰退を阻止し、活性化に繋げていくには、3年間程度の移行期間を設けて実施していくのでは遅すぎると考えていますので、設置日は令和7年4月1日よりとしています。 令和7年4月1日は設置目標期日ではありますが、極力遅れが生じないよう、かつ住民のかたに負担が生じないようスムーズな移行に向けて準備してまいります。

4	まちづくり協議会、専門部会の具体的な活動方針の明確化を提示してください。	まちづくり協議会全体会は、地域の課題や地域の将来像を、地域の皆さんが自由な発想で考え、地域で解決方法などを話し合いながら解消していく組織としていきます。 各専門部会は、それぞれの地域課題に特化した検討・実行組織となり、全体会は各部会の意見を集約して検討する組織となるので、活動方針は同一となります。
5	何故教育部局としたのか。	令和6年度は、地区公民館を地域活動センターに移行させることもあり、公民館所管課である教育部局にて検討を行っています。 令和7年度については、公民館事業の継承や社会教育施設の利用調整などの面で、教育委員会としての関わりが大きいことから、教育部局が所管する予定ですが、決定事項ではありません。 将来的に、地域活動センター及びまちづくり協議会の所管部局(所管課)については、業務の効率化などの面から検討し、変更したほうが良いとなった場合は柔軟に対応してまいります。
6	何故公民館事業の一部を継承するのか。	継承していく公民館事業については、地域住民から続けてほしいとの意見があった事業について実施することとなります。 「昔から続いていた事業だから継続する」という前年踏襲型での事業継承はいたしませんので、地域で真に必要と判断した事業を実施していきます。
7	何故構成員に区長が入っているのか、これでは区長の負担軽減にならない。	将来的にまちづくり協議会のスタッフは、関係団体や各地区から決まった人数の選出を依頼する「宛て職方式」ではなく、公募による「手上げ方式」にしていく予定ですが、地域や字ごとの現状や課題を集約していくために、区長の知識や情報が必要だと考え、まちづくり協議会の構成員案として入れさせていただきました。
8	各事業を誰が廻していくのか。	各専門部会の代表者が中心となり企画立案し、まちづくり協議会の代表者が実施の可否を判断します。事業の中心となる人物は、各専門部会の代表者が担うこととなります。 一例として、公民館で実施していた事業については地域部会が企画立案し、全体会において実施を決定します。当日の運営は地域部会の代表者が中心となりますが、他専門部会についても協力できる内容であればサポートすることとなります。

9	イーストの4地区での小見野地区徒歩橋辺りや出丸地区白山太神社辺りからコミセンや三保谷公民館を利用する者は皆無となる。 また、町担当職員1名では4地区の切り盛りはできないのでは。	コミュニティセンター、フラットピア川島、伊草公民館新館、三保谷公民館、旧出丸小学校、旧小見野小学校の6施設をご利用できますので、各団体ごとに活動場所・日時・人数などから一番使いやすい施設をご利用いただければと思います。 イースト・ウエストにそれぞれ町担当職員を1名配置しますが、他に会計年度任用職員を配置するので、施設利用の予約受付など支障が出ないように対応します。
10	令和7年4月1日に組織の再編が必要では。	ご意見のとおり町としても必要性はあると考えていますので、現在検討しているところです。
11	公務員が取り組むセンスの限界を強く感じる。	地域活動センターの検討委員会及び準備会の構成員は、町職員だけでなく各関係機関より選出いただいたり、公募委員を募集したりしながら、性別年齢など幅広い考え・意見を取り入れるようにしています。 また、地域説明会や今回の町民コメントの募集を実施しながら、再検討・軌道修正をしています。 町の取り組みについてセンスの限界を感じられるようでしたら、是非ともまちづくり協議会へご参加いただき、ご協力を頂ければ幸いです。
12	来年度からの事業計画は、どこの部署で作成をするのですか。	令和7年度の事業計画については、準備会組織を設置して、その中で検討していきます。 令和8年度以降の事業計画については、地域で実施したい取り組みを地域全体で協力して実現してもらうため、事業計画は、まちづくり協議会(全体会・専門部会)において決定してもらいます。
13	現公民館は年度初めに助成金を頂きましたが、来年度からはどのような方法になりますか。	現在のように、一律〇〇円助成するという方式ではなく、まちづくり協議会の事業に協力(例:盆踊りや地区体育祭の運営スタッフの協力)をいただいた団体について、何らかのメリットがあるように検討してまいります。
14	来年度からコミセンの利用になりますが、部屋割りの説明がありません。各クラブに早急の説明をお願いします。	現在、施設の予約方法や利用団体の減免制度などの検討をしていますので、方向性が決定しましたら、各利用団体あて説明を実施します。
15	これからの部会の構成員には歴代の、公民館長、スポーツ推進委員を参加することにより、活発な意見が出てくると思います。	ご意見のとおり、専門部会には公民館長やスポーツ推進委員といった、地域の実情などを把握している方のご協力をお願いする予定でいます。

16	盆踊り、球技大会は各地区の開催、講座、教室は4地区又は2地区の開催となるのか。	公民館事業の継承についてのご意見かと思いますが、開催方法については、①地区ごとの開催・②複数地区での合同開催・③全地区合同での開催など考えられますが、まちづくり協議会専門部会において、事業実施の必要性も踏まえて協議、決定していきます。
17	人口が減っていくことの対策をしないと、活動センターの利用者が少なくなる可能性が。	人口減少は町全体の課題でありますので、関係各課と検討してまいります。
18	月1回メンバーは練習しています。有料になると止める可能性が出てきます。そうすると生きがいなくなり、家にこもり、体力も低下します。是非、使用料を無料にしてください。	まちづくり協議会の事業に協力をいただいた団体については施設利用料は減免扱いとする予定でいます(例:盆踊りや地区体育祭の運営スタッフの協力) 公共施設の維持管理費は、町民全体の税金から支出しているものでありますので、受益者負担の観点からも、無条件で一律無料にすることは考えていません。
19	一部の地域では、班長をやりたくない等で地域の活動に参加しない方も出て期待が薄いのでは？参加が多い地域の活動に見学していただき、出来る方法を検討して頂くのも有りでは。	各地区において、地域での活動方針に特色や傾向が異なりますので、地域活動センターの設立後のご意見のとおり、イースト・ウエストお互いに情報交換や視察の場を設け、また合同研修会を実施するなど、センター間の交流・情報共有に努めます。

※ご意見については、応募者の意見を尊重し、極力原文の状態に掲載しています

(3) 川島町地域活動センター（仮称）準備会について

川島町地域活動センター（仮称）準備会設置要綱

(設置)

第1条 川島町地域活動センター（仮称）検討委員会設置要綱（令和5年告示第149号）に基づく地域活動センター（以下「センター」という。）及びセンターに属する組織である、まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の設置に向けて、事前に組織体制など詳細を検討、決定していくための組織として、川島町地域活動センター（仮称）準備会（以下「準備会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 準備会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センター及び協議会の役割及び機能について検討すること。
- (2) センター及び協議会の組織体制、運営方法について検討すること。
- (3) 行政、センター及び協議会の業務分担及び連携に関すること。
- (4) 関係団体との協働に関すること。
- (5) その他センター及び協議会の設置、運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備会は、センターごとに設置し、東地区・西地区の2か所設置する。

- 2 準備会は、東地区・西地区各15人以内で組織する。
- 3 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年8月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、準備会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに委員長の職務を代理する。

(アドバイザー)

第6条 準備会に、センター及び協議会に関する事項について調査し、提言し、又は助言するアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第7条 準備会は、委員長が招集する。

2 準備会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 準備会は、構成委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 準備会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、準備会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 準備会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

別表（第3条関係）

選出区分	人数	
	東地区	西地区
地区公民館長	4名	2名
地区代表区長	1名	1名
民生委員・児童委員	1名	1名
社会福祉協議会	1名	1名
小中学校	1名	1名
小中学校PTA	1名	1名
施設利用代表者	1名	1名
公募委員	3名以内	3名以内
その他町長が必要と認めるもの	町長が必要と認める数	町長が必要と認める数